

新型コロナワクチン接種の状況について

健康保健課

1 新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況【令和3年10月21日現在】

対象者区分	対象者数 ①(人)	1回目接種		2回目接種	
		接種済者 ②(人)	接種率 ②/①	接種済者 ③(人)	接種率 ③/①
合計	27,106	22,851	84.3	21,631	79.8
65歳以上	9,799	8,905	90.9	8,849	90.3
16歳～64歳	16,242	13,484	83.0	12,437	76.6
12歳～15歳	1,065	462	43.4	345	32.4

*対象者数①：接種券発送数
*接種済者②③：VRSへの登録者人数

2 当面の接種体制(1回目・2回目接種)

10月17日(日)	総合福祉センター会場集団接種(2回目接種)終了					
10月19日(火) ～22日(金)	市民病院個別接種(2回目接種) 22日は夜間対応(18:00～)かつ2回目接種日未定者受入れ					
10月31日(日)	現在受付けている予約枠をもって個別接種の1回目接種を終了 ⇒11月20日までそれぞれ2回目接種を行い、終了とする					
11月以降	次の者について、市民病院の個別接種として対応する。 接種会場は総合福祉センターを使用する。					
	①12歳到達者					
	②11月1日以降に1回目の接種を希望する者					
	③2回目の接種日が確定していない者					
	予定日(当面)		時間・定員等			
	11月12日	いずれも (金)	受付	接種①	接種②	
12月3日	時間		17:30～	18:00～	18:30～	
12月24日	定員		—	30人	30人	
1月14日	※1回目接種の予約定員は各日30人まで					
予約：コールセンター及び予約システムで受け付ける						

3 追加接種(3回目接種)の概要及び方針

実施期間	国で検討中		
接種対象者	2回目接種終了者のうち、概ね8カ月以上経過した者		
対象者の範囲	国で検討中（2回目接種者全員を想定して準備）		
想定される対象者ごとの接種開始時期及び人数 (計23,000人)	医療従事者	早い人は12月上旬	(100人)
	高齢者施設入所者、従事者	令和4年 1月中旬	(900人)
	65歳以上高齢者	2月上旬	(8,200人)
	50～64歳、基礎疾患有り等	3月下旬	(5,000人)
	16～49歳	4月末	(8,000人)
	12～15歳	5月下旬	(800人)
接種の基本方針	医療従事者	医科は自院接種を基本とする。 自院接種以外の医科、歯科、薬局等は市民病院もしくは市内診療所で接種する。	
	高齢者施設入所者等	嘱託医による各施設巡回接種とする。	
	その他の対象者	医療機関での個別接種を基本に、これを補完し土日や夜間対応等も考慮した集団接種を月に数回程度、日を決めて実施する。 集団接種会場は総合福祉センターとする。	
	※詳細は、国の方針決定後に検討する。		

4 補正予算(第8号補正)の概要

追加接種に係る経費のうち、12月接種開始に必要な経費を計上
財源は全額国費（接種体制確保補助金）

(単位：千円)

科目	補正額	内容	
報償費	54	医師連絡調整会議謝礼	
需用費	800	通知等用紙代ほか消耗品、広報等印刷	
役務費	980	接種券兼予診票郵送料	
委託料	17,078	接種券兼予診票作成	5,475
		追加接種対応システム改修	825
		予約コールセンター運営委託	10,778
計	18,912		

新型コロナウイルスワクチン追加接種の体制確保について（現時点での想定）

2回目接種から概ね8か月以上経過した者に追加接種の必要がある旨、審議会で議論が行われているところではあるが、各自治体において追加接種に向けた準備をあらかじめ進められるよう、現時点で想定される事項をまとめたもの。

1. 実施期間

- 1, 2回目接種を含む実施期間は、令和4年2月28日から延長の方向で検討中
- 追加接種は、早ければ令和3年12月から開始することを想定

2. 接種対象者

- 2回目接種終了者のうち、おおむね8か月以上経過した者を対象に1回目の追加接種を行うことを想定
- 対象者の範囲は、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえ、今後お示しする

3. ワクチンの種類

追ってお示する

4. 市町村・都道府県の主な役割分担

都道府県

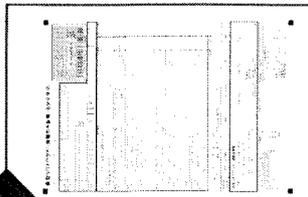
接種に係る広域調整や進捗管理等の市町村支援、ワクチン配分調整、専門的相談体制の確保 等

市町村

接種の実施体制の確保、接種券一体型予診票・案内等の印刷・発送、ワクチンの配分調整、相談体制等の確保 等

5. 市町村において準備しておくべき事項

- (1) 予防接種実施計画等の更新
- (2) 追加接種の実施体制の確保
- (3) 集合契約
- (4) 接種対象者の抽出
- (5) 接種対象者への個別通知
- (6) 費用請求支払



6. 都道府県において準備しておくべき事項

- (1) 市町村事務に係る調整
- (2) その他（専門的相談体制の維持 等）

7. ワクチンの流通・分配

- (1) 地域担当卸の選定
- (2) ワクチンの分配
- (3) 注射針・シリリンジ（注射筒）等の分配
- (4) その他（デンプラフリーザー等）

8. 予算

- (1) 国の予算

追加接種に係る接種体制確保に必要な費用は、地方負担が生じることのないよう、国が全額を負担する方針のもと、必要な予算については今後措置する予定

- (2) 各地方公共団体における準備と予算の早期成立